

# 消防用設備点検業務処理要領

## 1 業務名

旭川方面本部総合庁舎外消防用設備点検業務

## 2 業務対象施設及び対象設備

### (1) 業務対象施設

別紙1「消防用設備点検業務対象施設一覧表」のとおり

### (2) 対象設備

別紙2「点検対象消防用設備一覧表」のとおり

## 3 業務実施要領

### (1) 業務内容

#### ア 消防用設備点検

消防設備等の点検の種別は、平成16年5月31日付消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」の第2に規定する総合点検（機器点検を含む）及び機器点検とする。

#### イ 消防用設備に附置される自家発電設備等に係る総合点検について（実負荷運転の実施）

名寄警察署に設置している自家発電設備及び蓄電池設備に係る点検方法として、総合点検の際は、実負荷運転を実施することとし、実施時期は8月に行うこと。

※ 1 自家発電設備（発電機）仕様 機種YAP125G-3 容量100KVA

2 蓄電池設備（蓄電池）仕様 制御弁式鉛蓄電池 DC24-MSE100（長寿命型）  
24V-100Ah

#### ウ 委託者からの要請に基づく各庁舎・公宅等における消防訓練の補助作業

旭川方面本部総合庁舎、旭川運転免許試験場、住吉庁舎、各警察署、各公宅及び独身寮において、委託者から消防訓練の補助作業の実施を要請された場合は、協力すること。

### (2) 点検の基準

消防設備の点検の基準は、昭和50年10月16日付消防庁告示第14号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（以下「消防庁告示第14号」という。）によるものとする。

### (3) 点検の実施方法

消防庁告示第14号に規定する検査項目に従い定期点検業務を実施するものとする。

### (4) 点検実施時期

区分	時期	点検時期	備考
総合点検 (機器点検を含む)		6月～7月	※名寄警察署の自家発電設備等に係る実負荷運転は、8月に実施する。
機器点検		12月～1月	

(5) 点検実施計画書の提出

点検の実施にあたっては、あらかじめ業務担当員と協議の上、別紙3「点検予定表」を提出すること。

(6) 業務処理責任者及び業務担当技術者

業務処理責任者及び業務担当技術者は、消防設備士等の点検業務に必要な資格を有する者とし、蓄電池設備の点検においては電気工事士等の資格を有する者、防火設備については建築士等の資格を有する者とする。

4 点検結果報告

(1) 提出書類及び提出先

ア 各定期点検の結果に係る書類

各定期点検の結果については、各業務対象施設ごとに別紙4「消防用設備点検結果表」を2部作成し、各業務対象施設担当職員の確認を受けた上、当該結果表の1部を別紙7「消防用設備点検結果表提出先一覧表」に示す提出先へ提出すること。

なお、当該結果表の残りの1部については、各定期点検完了後、別紙5「消防用設備不良箇所一覧表」とともに別紙6「消防用設備点検報告書」に添付して、速やかに委託者に提出すること。

イ 見積書

各点検の結果、修繕の必要があると認められた場合は、見積書を別紙8に示す提出先及び業務担当員へそれぞれ提出すること。

なお、不具合の原因が不明な場合及び受託者による修繕ができず、見積書の作成ができない場合は速やかに業務担当員にその旨申し出ること。

(2) その他

総合点検については点検最終日から2か月以内に、機器点検については、令和6年2月末日までに消防長告示第14号に定める点検票を2部作成し、業務担当員に提出するものとする。

また、総合点検の結果については、消防法第8条の2の2に定める消防長等消防機関へ報告すること。

5 防火維持台帳への記載

前記3の(4)の点検を終了したときは、直ちに別紙7「消防用設備点検結果表提出先一覧表」に記載している「点検業務対象施設」に備え付けの防火維持台帳に点検結果を記載すること。

なお、防火維持台帳が不要な施設は、この限りでない。

6 その他

業務の実施にあたり、不明な点があるときは、必要に応じ委託者と協議のうえ、その指示によるものとする。

## 消防用設備等点検業務対象施設一覧表

番号	施設名	所在地
1	旭川方面本部総合庁舎	旭川市1条通25丁目487番地6
2	春光5条4丁目車庫	旭川市春光5条4丁目
3	鉄道警察隊舎	旭川市宮下通8丁目 JR北海道新旭川駅舎内
4	住吉庁舎	旭川市住吉7条1丁目3番地1
5	旭川運転免許試験場庁舎	旭川市近文町17丁目2699番地5
6	春光KE公宅	旭川市春光5条4丁目233番地3
7	春光KA公宅	旭川市春光2条7丁目4番36号
8	2条通25KA公宅	旭川市2条通25丁目487番9
9	東3条7KA公宅	旭川市東3条7丁目23番
10	新富KA公宅	旭川市新富1条2丁目6番地
11	豊岡KA公宅	旭川市豊岡13条2丁目1番地7
12	旭川中央警察署庁舎 (交番・駐在所含む)	旭川市6条通10丁目2231番地1
13	第一旭翠寮	旭川市春光2条7丁目269番地1
14	旭川東警察署管理事務室分 (交番・駐在所含む)	旭川市1条通25丁目487番地6
15	栄町KA公宅	美瑛町栄町2丁目3617番地6、10
16	士別警察署庁舎 (交番・駐在所含む)	士別市東5条5丁目1
17	西3条1丁目KB公宅	士別市西3条1丁目46
18	東4条12丁目KF1～2号公宅	士別市東4条12丁目1610番地18
19	名寄警察署庁舎 (交番・駐在所含む)	名寄市西2条北1丁目1番地1
20	名寄警察署美深警察庁舎	中川郡美深町字敷島91～13のうち外
21	K96公宅	中川郡美深町字美深263
22	枝幸警察署庁舎 (交番・駐在所含む)	枝幸町本町705番地2
23	K1公宅	枝幸郡枝幸町本町375番地1
24	K2公宅	枝幸郡枝幸町本町375番地1
25	K3公宅	枝幸郡枝幸町北栄町1474番地4
26	稚内警察署庁舎 (交番・駐在所含む)	稚内市大黒1丁目6番地48
27	栄町1丁目KA公宅	稚内市栄1丁目1649番地40
28	富岡5丁目KD 1～4号公宅	稚内市富岡5丁目1660番地1434
29	朝日3丁目KE公宅	稚内市朝日3丁目2430番地10
30	はまなす2丁目KG公宅	稚内市はまなす2丁目1134番地78
31	緑3丁目KI公宅	稚内市緑3丁目60番地8、60番地1の内
32	緑3丁目KJ公宅	稚内市緑3丁目60番地8、60番地1の内
33	こまどり4丁目KK公宅	稚内市こまどり4丁目2235番地247
34	こまどり1丁目KF公宅	稚内市こまどり1丁目29番22
35	富岡5丁目KB 1～8号公宅	稚内市富岡5丁目1660番地1434
36	富良野警察署庁舎 (交番・駐在所含む)	富良野市若葉町11番地1
37	新光町公宅	富良野市新光町2番地116
38	上富良野公宅	上川郡上富良野町宮町1丁目1375番1377
39	末広町5～12号公宅	富良野市末広町1番2号
40	末広町7番11号公宅	富良野市末広町7番11号
41	若葉町13～16号公宅	富良野市若葉町11番12号
42	深川警察署庁舎 (交番・駐在所含む)	深川市5条1番地12
43	緑町西KL公宅	深川市緑町626番地122
44	緑町西KM公宅	深川市緑町626番地122
45	緑町東KG公宅	深川市緑町4101番地25
46	緑町東KF公宅	深川市緑町530番地154
47	あけぼのKD公宅	深川市あけぼの町2079番地23
48	緑町東KH公宅	深川市緑町4101番地155

消防用設備等点検業務対象施設一覧表

番号	施設名	所在地
49	深川警察署沼田警察庁舎	雨竜郡沼田町北1条6丁目
50	南町公宅	雨竜郡沼田町南1条2丁目179番地62
51	緑町1条公宅	雨竜郡沼田町緑町1番43号
52	留萌警察署庁舎 (交番・駐在所含む)	留萌市高砂町5丁目3-1
53	寿町3丁目KB公宅	留萌市寿町3丁目15番6
54	沖見町2丁目公宅	留萌市沖見2丁目82
55	沖見KB公宅	留萌市沖見4丁目12
56	見晴町KA公宅	留萌市見晴町1丁目71
57	沖見町KA公宅	留萌市沖見町4丁目12番2
58	寿町KA公宅	留萌市寿町3丁目15番地
59	羽幌警察署庁舎 (交番・駐在所含む)	苫前郡羽幌町南4条4-13
60	栄町KD公宅	苫前郡羽幌町栄町103番地43
61	幸町KA公宅	苫前郡羽幌町幸町53番地2
62	天塩警察署庁舎 (交番・駐在所含む)	天塩郡天塩町新栄通9丁目1466番地116
63	川口3号公宅	天塩郡天塩町字川口7234番地8
64	山手裏7-1号公宅	天塩郡天塩町山手裏通7丁目1466番地63
65	山手裏7丁目KA公宅	天塩郡天塩町山手裏通7丁目1466番地61
66	更岸公宅	天塩郡天塩町字更岸4718番地23





### 消防用設備点検結果表

施設名 \_\_\_\_\_

点検実施年月日

令和 年 月 日

点検区分

～令和 年 月 日

総合点検
機器点検

点検実施設備（異常無しは○、異常有りは×、経過観察等は△をチェック欄に記入すること。）

◇チェック欄

No.	設備名	点検数量	No.	設備名	点検数量
1	消火器		10	連結送水設備	
2	屋内・外消火栓設備		11	非常コンセント	
3	泡・粉末消火設備		12	防排煙設備	
4	自動火災報知設備		13	消防用水	
5	漏電火災警報器		14	配線	
6	非常警報設備		15	ガス警報設備	
7	放送設備		16	スプリンクラー設備	
8	避難器具		17	不活性ガス消火設備	
9	誘導灯・誘導標識		18	厨房ダクト消化設備	

※該当のない設備には／を記入すること。

※点検個数等は別紙2で示す単位で報告すること。

ー不良箇所及び内容（法令に抵触する取替又は修繕等を要するもので×の事項）ー
ー備考（経過観察等で△の事項及びその他の事項）ー

※「不良箇所及び内容」・「備考」欄は該当する設備番号を記入のうえ、記載すること。

会社名	点検実施者	防火管理者
		所 属 職 氏 名
		確認者
		職 氏 名





## 消防用設備点検報告書

令和 年 月 日

北海道警察旭川方面本部長 様

住所

氏名

業務名 旭川方面本部総合庁舎外消防用設備点検業務

---

上記の業務について、次のとおり点検を実施したので、別紙 6 「消防用設備不良箇所一覧表」を添付して報告します。

### 記

- |         |                          |  |
|---------|--------------------------|--|
| 点検庁舎区分  | <input type="checkbox"/> | 旭川方面本部総合庁舎                                   |
|         | <input type="checkbox"/> | 警察署・公宅等・春光5条4丁目車庫・鉄道警察隊舎<br>住吉庁舎・旭川運転免許試験場庁舎 |
| 点検区分    | <input type="checkbox"/> | 総合点検   |
|         | <input type="checkbox"/> | 機器点検   |
| 保守点検実施日 | 令和 年 月 日から               |  |
|         | 令和 年 月 日まで               |  |

## 消防用設備点検結果表提出先一覧表

所 属	番号	点検対象施設	提出先	摘 要
旭川方面本部	1	旭川方面本部総合庁舎	旭川方面本部 会計課管財係	
	2	春光5条4丁目車庫		
	3	鉄道警察隊舎		
	4	住吉庁舎		
	5	旭川運転免許試験場庁舎		
	6	春光KE公宅		
	7	春光KA公宅		
	8	2条通25KA公宅		
	9	東3条7KA公宅		
	10	新富KA公宅		
	11	豊岡KA公宅		
旭川中央 警 察 署	12	旭川中央警察署庁舎	旭川中央警察署会計課	
	13	第一旭翠寮		
旭川東 警察署	14	旭川東警察署管理事務室分	旭川東警察署会計課	
	15	栄町KA公宅		
士別警察署	16	士別警察署庁舎	士別警察署会計係	
	17	西3条1丁目KB公宅		
	18	東4条12丁目KF1～2号公宅		
名寄警察署	19	名寄警察署庁舎	名寄警察署会計係	
	20	名寄警察署美深警察庁舎		
	21	K96公宅		
枝幸警察署	22	枝幸警察署庁舎	枝幸警察署会計係	
	23	K1公宅		
	24	K2公宅		
	25	K3公宅		
稚内警察署	26	稚内警察署庁舎	稚内警察署会計課	
	27	栄町1丁目KA公宅		
	28	富岡5丁目KD 1～4号公宅		
	29	朝日3丁目KE公宅		
	30	はまなす2丁目KG公宅		
	31	緑3丁目KI公宅		
	32	緑3丁目KJ公宅		
	33	こまどり4丁目KK公宅		
	34	こまどり1丁目KF公宅		
	35	富岡5丁目KB 1～8号公宅		
富良野警察署	36	富良野警察署庁舎	富良野警察署会計課	
	37	新光町公宅		
	38	上富良野公宅		
	39	末広町 5～12号公宅		
	40	末広町7番11号公宅		
	41	若葉町 13～16号公宅		
深川警察署	42	深川警察署庁舎	深川警察署会計課	
	43	緑町西KL公宅		
	44	緑町西KM公宅		
	45	緑町東KG公宅		

## 消防用設備点検結果表提出先一覧表

所 属	番号	点検対象施設	提出先	摘 要
深川警察署	46	緑町東K F 公宅	深川警察署会計課	
	47	あけぼのKD公宅		
	48	緑町東K H 公宅		
	49	深川警察署沼田警察庁舎		
	50	南町公宅		
	51	緑町 1 条公宅		
留萌警察署	52	留萌警察署庁舎	留萌警察署会計課	
	53	寿町 3 丁目K B 公宅		
	54	沖見町 2 丁目公宅		
	55	沖見K B 公宅		
	56	見晴町K A 公宅		
	57	沖見町K A 公宅		
羽幌警察署	58	寿町K A 公宅	羽幌警察署会計係	
	59	羽幌警察署庁舎		
	60	栄町K D 公宅		
天塩警察署	61	幸町K A 公宅	天塩警察署会計係	
	62	天塩警察署庁舎		
	63	川口 3 号公宅		
	64	山手裏 7 - 1 号公宅		
	65	山手裏 7 丁目K A 公宅		
	66	更岸公宅		